平成２９年（フ）第１２０号
沖縄県那覇市辻１丁目13番21号　ローズマンション波之上302
債務者　米藏マリア
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１２７号
沖縄県那覇市曙１丁目18番12号　202
債務者　浦﨑みゆき
1　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第６号
和歌山県新宮市千穂３丁目１番６号
債務者　榎本　卓明
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２９年（フ）第２９号
山口県周南市大内町５番６―603号
債務者　吉長　龍美
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第３４号
山口県光市浅江７丁目36番16号メゾンダジュールＢ棟202号
債務者　田村　利弘
1　決定年月日時　平成29年６月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月５日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２９年（フ）第７２５号
札幌市白石区菊水元町５条１丁目１番１―503号
債務者　葛西　　智
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７８７号
札幌市東区北27条東22丁目６番14―302号
債務者　永田　雅和
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８６０号
札幌市西区琴似４条３丁目１番２号　ベルテラス琴似201号
債務者　柿崎　利昌
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９０号
札幌市南区川沿２条４丁目２番20―106号
債務者　藤井　　舞
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９８号
札幌市北区北24条西６丁目１番７―214号
債務者　浅野　英機
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９９号
札幌市北区北24条西６丁目１番７―214号
債務者　浅野　陽子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９１９号
札幌市東区北12条東12丁目２番42―105号
債務者　成田　剛司
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９３８号
札幌市西区西町北３丁目４番12―512号
債務者　寺山よし子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８８号
釧路市新川町10番19号
債務者　増岡　文子
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第３０号
青森県十和田市大字三本木字牛泊60番地９　コーラスハイツ３号室
債務者　野月　孝博
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第３４号
青森県上北郡おいらせ町中下田86番地１　芦野団地Ｄ－３
債務者　畑中　正子
1　決定年月日時　平成29年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２９年（フ）第２９号
山形県酒田市新橋１丁目10番地の13　Ａ号、前住所山形県酒田市広栄町２丁目219番地の18
債務者　中山　利夫
1　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
山形地方裁判所酒田支部